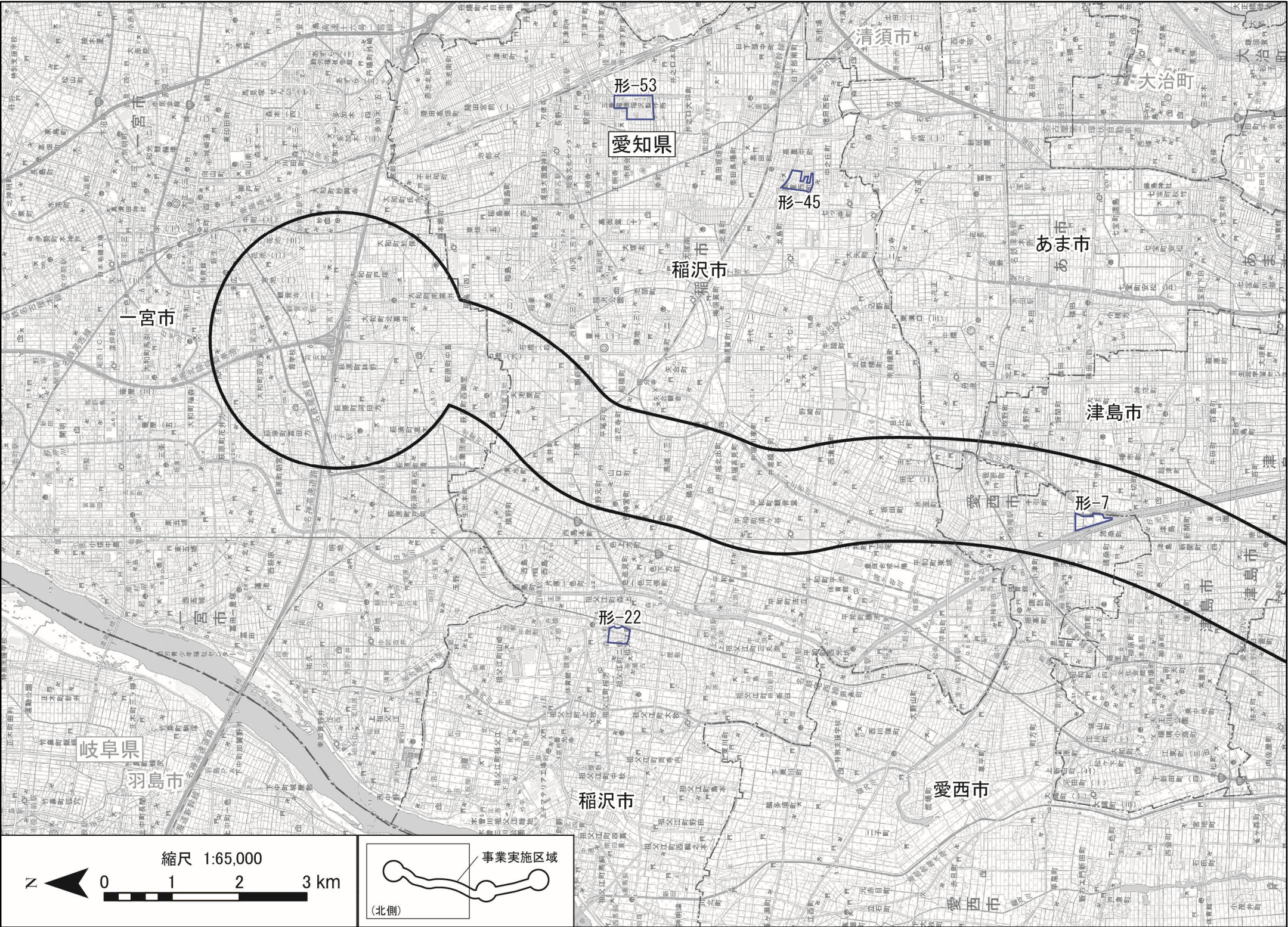
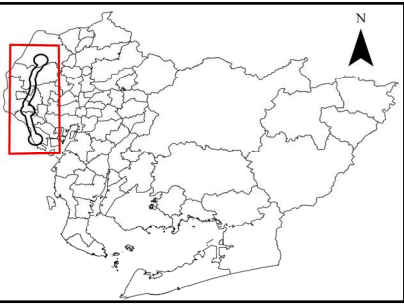


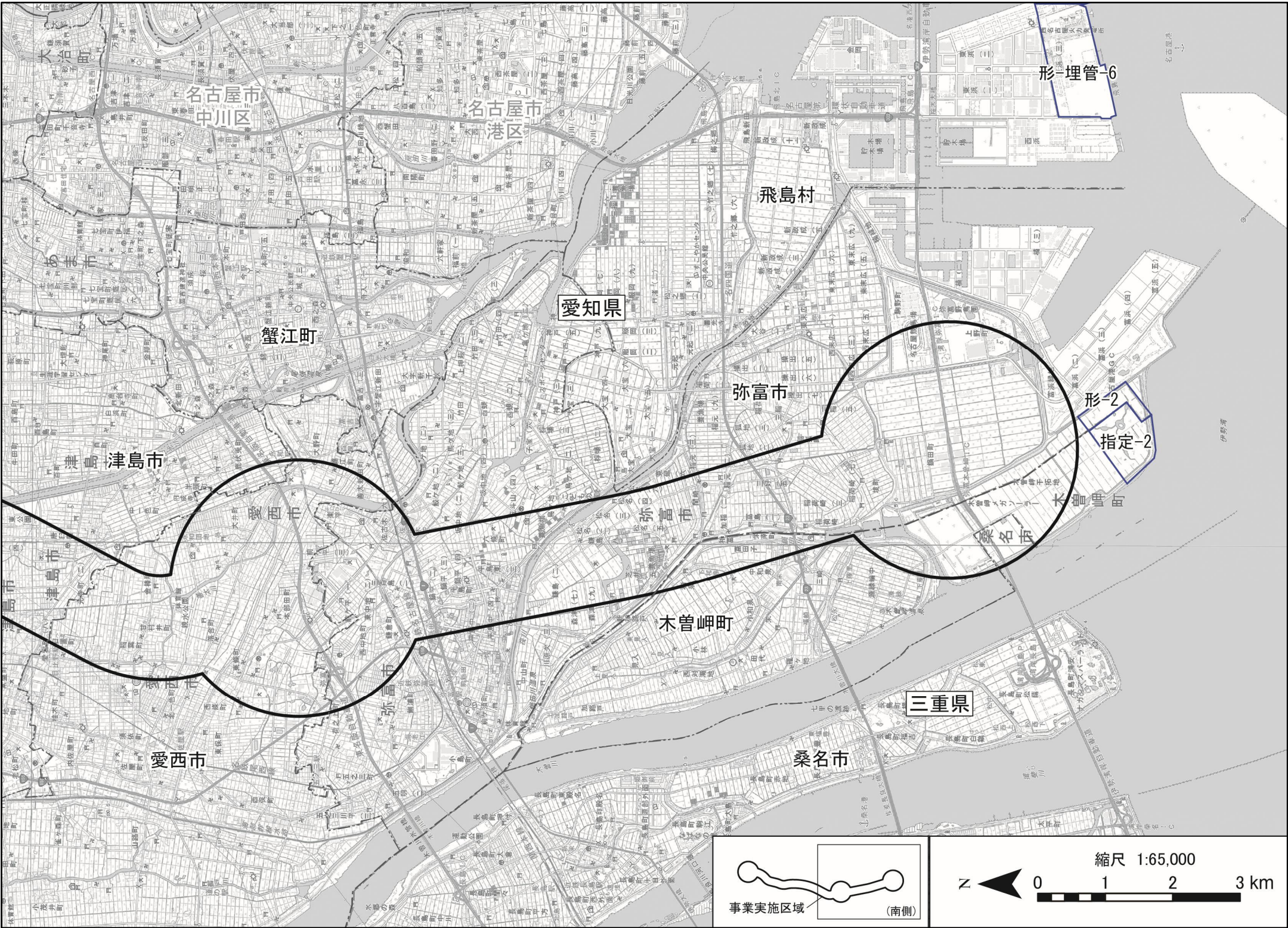


- 凡 例
- 事業実施区域
 - 県界
 - 市町村界
 - 形質変更時要届出区域



注) 要措置区域及び形質変更時要届出区域の概ねの位置を示している。
出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況」（愛知県ホームページ）
「三重県内における要措置区域等の指定状況」（三重県ホームページ）

図 4-2-19(1) 要措置区域及び形質変更時要届出区域位置図



注) 要措置区域及び形質変更時要届出区域の概ねの位置を示している。
出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況」（愛知県ホームページ）
「三重県内における要措置区域等の指定状況」（三重県ホームページ）

図 4-2-19(2) 要措置区域及び形質変更時要届出区域位置図

19) ダイオキシン類対策特別措置法第七条の規定に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号）第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準は表 4-2-52 に示すとおりです。

表 4-2-52 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁、水底の底質汚染及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	
3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。	
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

20) ダイオキシン類対策特別措置法第二十九条第一項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域

調査区域における「ダイオキシン類対策特別措置法」第 29 条第 1 項の規定に基づくダイオキシン類土壌汚染対策地域は存在していません。

21) 農用地土壌汚染対策地域

調査区域における「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号）の規定に基づく農用地土壌汚染対策地域は存在していません。

22) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域

調査区域における「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年 9 月 28 日条約 7 号）第 11 条 2 の規定に基づく「世界遺産一覧表」に記載された文化遺産及び自然遺産の区域は存在していません。

23) 世界かんがい施設遺産の区域

調査区域において、国際かんがい排水委員会が認定・登録する「世界かんがい施設遺産」は存在していません。

24) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域

調査区域における「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号）第 36 条第 1 項の規定に基づく生息地等保護区の区域は存在していません。

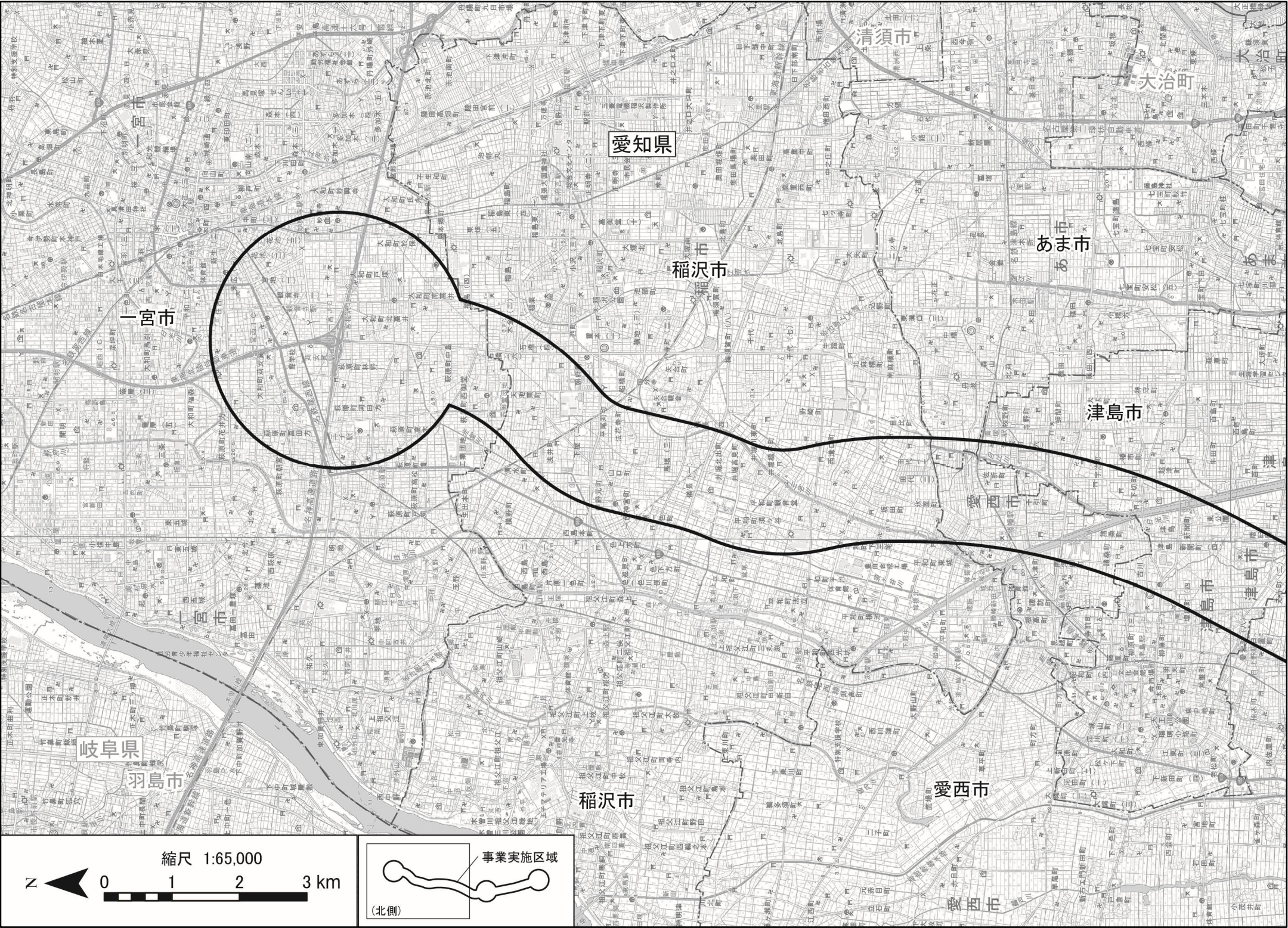
25) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された湿地の区域

調査区域における「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号）第 2 条 1 の規定に基づく湿地（ラムサール条約湿地）は、表 4-2-53 及び図 4-2-20 に示すとおり、藤前干潟の 1 箇所が存在しています。なお、事業実施区域には存在していません。

表 4-2-53 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地

名称	藤前干潟（ふじまえひがた）
所在地	愛知県 名古屋市・飛島村
登録年月日	平成 14 年 11 月 18 日
面積（ha）	323
湿地の特徴	河口干潟、シギ・チドリ渡来地
保護の形態	国指定藤前干潟鳥獣保護区藤前干潟特別保護地区
湿地の概要	愛知県の西部に位置しています。庄内川・新川・日光川の河口を中心とする地域で、伊勢湾奥部に残された唯一の大規模な干潟です。特に、シベリア等北半球の繁殖地とオセアニア等、南半球の越冬地を往復するシギ・チドリ類の中継地として重要で、国内でも最大規模のシギ・チドリ類の中継地です。

出典：「ラムサール条約と条約湿地」（環境省ホームページ）

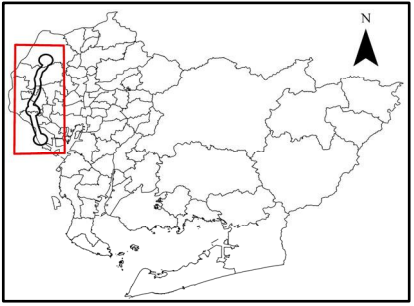


凡 例

○ 事業実施区域

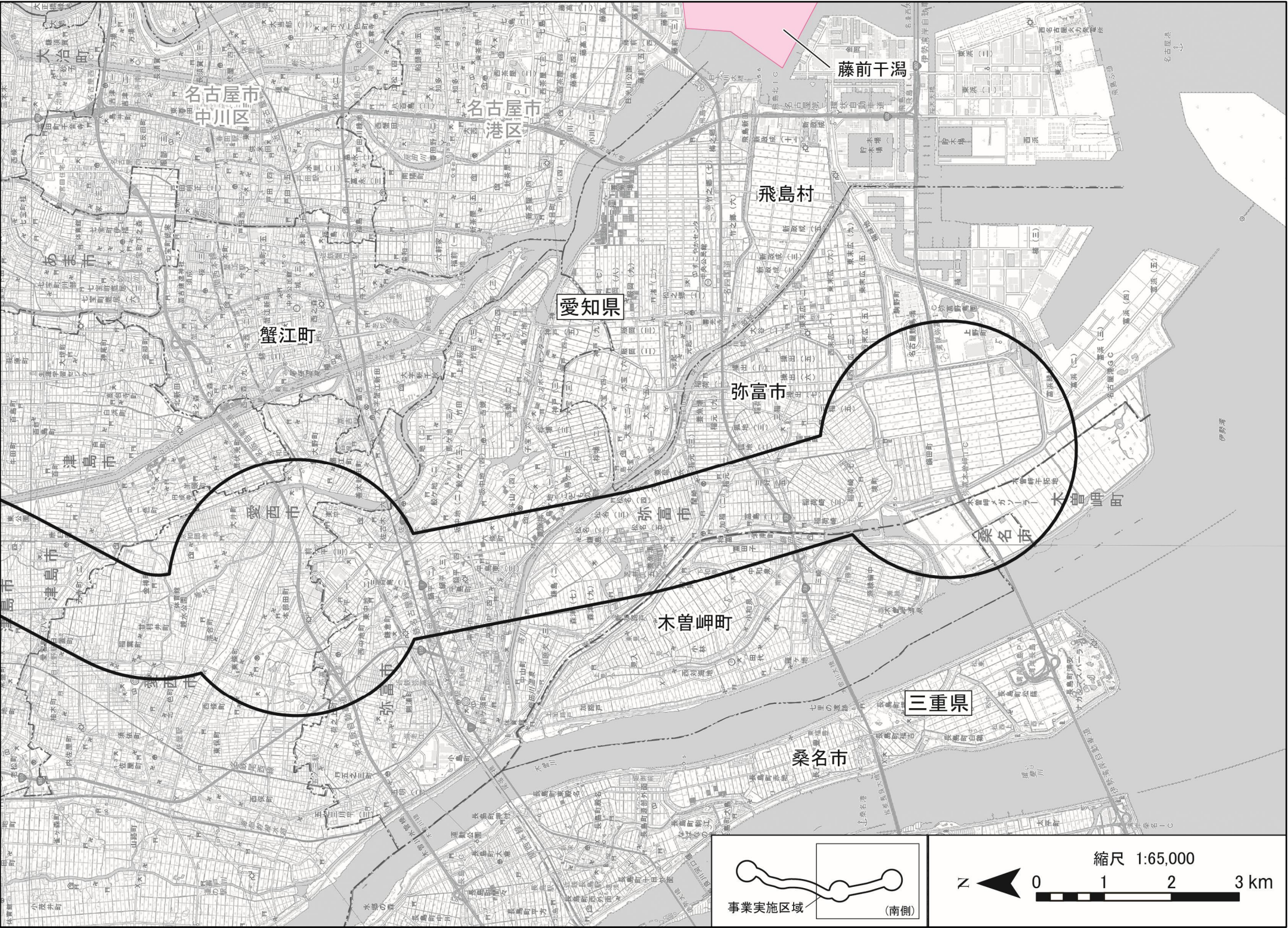
----- 市町村界

■ ラムサール条約湿地

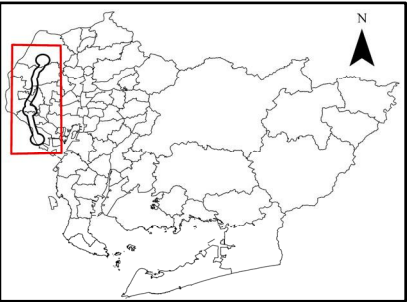


出典：「ラムサール条約と条約湿地」（環境省ホームページ）

図 4-2-20(1) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地位置図



- 凡 例
- 事業実施区域
 - 市町村界
 - ラムサール条約湿地



出典：「ラムサール条約と条約湿地」（環境省ホームページ）

図 4-2-20(2) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地位置図